

会議概要

委員長	ただいまから、平成 27 年第 11 回松山市教育委員会定例会を開会します。 会議録署名人に、松本委員を指名します。
委員長	本日の教育委員会定例会には、17 名の傍聴を許可しています。 ―傍聴人に留意事項について説明―
委員長	それでは、日程第 1 議案第 18 号「松山市奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について」説明を求めます。
学校教育課長	―松山市奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について説明―
委員長	説明が終わりましたが、意見等ありませんか。(特になし)
委員長	原案どおり決定することに、異議はありませんか。(異議なし)
委員長	異議なしと認めます。
委員長	よって、本件は原案どおり、決定しました。
委員長	次に、日程第 2 報告第 18 号「社会教育委員の委嘱について」説明を求めます。
地域学習振興課長	―社会教育委員の委嘱について説明―
委員長	説明が終わりましたが、意見等ありませんか。(異議なし)
委員長	異議なしと認めます。
委員長	次に、日程第 3 請願第 9 号「各委員の「(採択)意思決定過程」を示す文書の提示を求める請願書」についての審査に入ります。
委員長	請願の骨子は、松山市教育委員会が、育鵬社版歴史教科書を採択したことに関して、教育委員の意思決定に係る過程を合理的に跡づけ、または検証することができるような文書を示すことを求めたものです。 それでは、審査に入る前に、この請願については請願者の意図を確認した上で審査したいと考えます。
委員長	つきましては、請願事項の趣旨説明の場を設けたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。(異議なし)
委員長	―説明者へ注意事項の説明― それでは、お願いいたします。こちらでどうぞ。
趣旨説明者	―趣旨説明―
委員長	それでは、時間が参りましたので説明は終わりました。 説明者は、傍聴席へお戻りください。
委員長	それでは続いて、日程第 3 請願第 9 号の「各委員の「(採択)意思決定過

	程」を示す文書の提示を求める請願書」についての審査に入ります。 本件に関しまして、ご意見を聞かせてください。
教育長	意思決定の過程というものは、教育委員会の定例会の議事録、議事そのものが過程であって、それについては事務局のほうで議事録をもとに適正に文書記録を残しておりまして、この件については請求に基づいて開示しております。
委員長	(傍聴人へ)ご静粛にお願いします。
委員長	ほかにどうでしょうか。
牛山委員	採択は文部科学省の通知や、愛媛県の通知をもとに合法的に採択を行ったもので、どの教科書を採択したとしても議事録をもとに作成した文書記録が意思決定過程の文書と考えております。
委員長	ほかに、ご意見ありませんか。
一色委員	委員各自が調査研究を行っておりますが、その中でも学校の報告書や調査部会の報告書や、あるいは採択委員会の報告書についても十分私どもは調査研究を行っておりますので、その過程についてはそれぞれの委員に任されているところでございますので、議事録以外の文書は作成していないということであります。
委員長	(傍聴人へ)ご静粛にお願いします。 ほかにどうでしょうか。
松本委員	調査研究を各自で行いましたが、既に公開すべきものは公開しておりますので、現在ないものを新たに作成する必要はないと考えますし、改めて説明をする必要もないと思っています。 よって、この請願については採択すべきではないと考えます。
委員長	ほかにご意見はありませんか。(なし)
委員長	意見はないようですので、採決してよろしいでしょうか。(異議なし)
委員長	それでは、採決をいたします。 日程第3 請願第9号「各委員の「(採択)意思決定過程」を示す文書の提示を求める請願書」については、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手を願います。
	—(全員賛成)—
委員長	全員挙手であります。 したがって、本件は不採択と決定いたしました。
委員長	続いて、請願第10号「松山市の教育行政に、教師の声・子どもたちの声を積極的にとり上げを求める請願書」についての審査に入ります。

委員長	請願の骨子は、市民挙げて松山の教育を議論できるとき、ところを設けることを要求したものです。
委員長	それでは、審査に入る前に、この請願については請願者の意図を確認した上で審査をしたいと考えます。
委員長	つきましては、請願事項の趣旨説明の場を設けたいと思います。 委員の皆様よろしいでしょうか。(異議なし)
委員長	—説明者へ注意事項の説明— それでは、お願いします。
趣旨説明者	—趣旨説明—
委員長	それでは、請願第 10 号「松山市の教育行政に、教師の声・子どもたちの声を積極的にとり上げることを求める請願書」についての審議に入ります。
委員長	本件に対するご意見等々ありましたら、委員の皆様お願いをします。
一色委員	松山市の教育に関しましては、私たちはふだんから市教委訪問等で学校現場に出向き、先生方とも意見交換を行い、学校現場からの声を素直に聞いております。請願では、本音が聞けないといったような否定的なご意見もございましたが、学校現場の先生方からは私どもは素直な意見を寄せていただいているというふうに理解しております。
委員長	ほかにどうでしょうか。
松本委員	保護者とかPTAというお話が出ましたが、保護者からの意見につきましては、PTA活動の中などで学校に意見が寄せられております。また、何かあれば教育委員会にも保護者から直接連絡が入ることもあります。教育委員会に届けられた声は、職員を通じて報告を受けておりますので、教師や保護者の意見を聞くことについて、現状で特に支障はないと考えています。 また、たとえPTAから教科書採択についてのご意見をいただいたとしても、それを学校に対する評価とは何の関係もないことと思っています。
委員長	ほかにどうでしょうか。
牛山委員	私も松本委員に同感です。 学校や保護者が、教育委員会に対して意見が言えないということは、特になんとも思います。
委員長	もうありませんか。
教育長	松山の子供たちにとって、ふさわしい教科書であると判断した理由についてですけれども、今までも議会などで報告してきましたが、この松山はふるさと教育が大変定着しておりまして、このことは松山市の教育の根幹であり誇りであると考えております。

	歴史教科書においても、郷土の先人がたくさん扱われ彼らが歴史に大きな影響を与えたことを学ぶことは、子供たちの誇りと郷土への愛情を育むと考えます。また、教育委員会は、いただいたご意見は参考としています。ただし、教科書採択に関する審議や決定などは、静ひつな環境で教育委員会の権限と責任で行っておりまして、特別に議論する場は必要ないと考えています。 したがいまして、この請願については採択すべきではないと考えます。 以上です。
委員長	ほかにありませんか。(なし)
委員長	意見もないようですので、採択してよろしいでしょうか。(異議なし)
委員長	それでは、採決いたします。 請願第 10 号「松山市の教育行政に、教師の声・子どもたちの声を積極的にとり上げを求める請願書」について、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手を願います。
	—(全員賛成)—
委員長	挙手全員であります。 したがって、本件は不採択と決定しました。
委員長	続いて、日程第5 請願第 11 号「「請願の趣旨説明」拒否に対する弁明を求める請願書」についての審査に入ります。
委員長	請願の骨子は、請願者の趣旨説明を拒んだことに対し、権限の法的根拠を示すこと及び今回の定例会において趣旨説明のための時間を確保することを求めたものです。 それでは、審査に入る前に、この請願については請願者の意図を確認した上で審査したいと考えます。
委員長	つきましては、請願事項の趣旨説明の場を設けたいと思います。 委員の皆様よろしいでしょうか。(異議なし)
委員長	—説明者へ注意事項— それでは、お願いいたします。
趣旨説明者	—趣旨説明—
委員長	以上で説明は終わりました。 説明者は傍聴席にお戻りください。
委員長	それでは、請願第 11 号「「請願の趣旨説明」拒否に対する弁明を求める請願書」についての審査に入ります。
委員長	本件に対する私からの意見を言います。教育委員会では請願者に趣旨説

	明を求めるかどうかは、議長である委員長の私が判断することだと思っております。今回は、請願書の記載内容で内容は読み取れたと考えています。そのため、説明を求めなかったということです。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。
教育長	今後も今までと同じように、議長である委員長が必要と判断すれば趣旨説明を求めていくということも考えます。このことは、適正な会議の運営だと考えます。以上です。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。
一色委員	前回の委員会では、委員長がおっしゃったように、請願書の内容で意味は十分私どもは読み取れると判断したため趣旨説明を求めなかったということで、拒否をしたものではございませんので、この件について弁明の必要も特にはないと思います。 したがって、今回のこの請願につきましては賛成できません。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。(なし)
委員長	意見もないようですので、採決をいたします。 請願第 11 号「請願の趣旨説明」拒否に対する弁明を求める請願書」について、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
	—(全員賛成)—
委員長	全員挙手であります。 よって、本件は不採択と決定いたしました
委員長	続いて、日程第6 請願第 12 号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書(第二)」についての審査に入ります。
委員長	請願の骨子は、11 月定例会において請願の趣旨を受けた後、教科書についての見解を各委員が示すことを要求したものです。 それでは、審査に入る前に、この請願については請願者の意図を確認した上で審査したいと考えます。
委員長	つきましては、請願事項の趣旨説明の場を設けたいと思います。 皆様構いませんか。(異議なし)
委員長	—説明者へ注意事項の説明— それでは、お願いいたします。
趣旨説明者	—趣旨説明—
委員長	ありがとうございました。
委員長	それでは、請願第 12 号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願

	書(第二)」についての審査に入ります。
委員長	本件に対するご意見がありましたらお願いいたします。
教育長	教育委員会定例会の採択時に、十分な審議が行われていないということですが、採択の場では東京書籍版と育鵬社版、2社についての意見が出され、それ以外の別の教科書を推薦する意見がなかったということで採決を行ったと考えています。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。
一色委員	私も山本教育長と同感でございます。 同じ意見だと、私どもは二度述べる必要はないと考えた次第です。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。
松本委員	また、審議の事実、根拠、証拠を示すようにという請願ですが、公開できるものは全て公開しておりますので、今後ないものを新たに作成する必要はないと考えています。
委員長	(傍聴人へ)ご静粛にお願いします。
牛山委員	請願では、育鵬社版を採択したことが公正でないということですが、私この8月のときにも発言させていただきましたが、全ての資料に目を通して、自分の調査研究も含めて判断いたしました。その結果、資料のどれを軽視したというものでもありません。報告書等については、その結果に拘束力があるかのような取り扱いはしないというのが教科書採択における正しい手続きでありますので、報告書どおりに示されたそれぞれの教科書の特徴ごとに判断いたしました。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。
一色委員	教科書の内容について見解を問うというご意見ございましたけども、どの教科書にもやはり限られた紙面の中での扱いの違いはあるというふうに私どもは理解しております。その上で、どのように授業を展開するかは、各教師の裁量に任されているというふうに理解しております。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。
教育長	教育委員会は、特定の教科書の特定の部分に対する是非について見解を述べる立場にありません。なぜなら教科書というのは、国の検定を通ったものであり、どの教科書も子供の学習権は保障されているということが前提です。ですから、この請願書は採択すべきではないと考えます。 以上です。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。
委員長	よろしいでしょうか。(なし)

委員長	ご意見も出尽くしたようですから、採決してよろしいでしょうか。(異議なし)
委員長	それでは、採決いたします。 請願第 12 号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書(第二)」について、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
	—(全員賛成)—
委員長	挙手全員であります。 したがって、本件は不採択と決定いたしました。
委員長	以上をもちまして、本日予定の日程は全て終了いたしました。
委員長	平成 27 年の第 11 回定例会を閉会いたします。